

令和6年度農村振興局関係補正予算の概要

令和6年度農村振興局関係補正予算の重点事項…………… P1

公 共 事 業

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策…………… P3

（関連施策）畑地化促進事業…………… P4

TPP 等関連農業農村整備対策…………… P5

農業水利施設、農業用ため池等の防災・減災対策…………… P6

海岸堤防等の防災・減災対策…………… P7

災害復旧等事業…………… P8

非公共事業

中山間地域等対策…………… P9

最適土地利用総合対策…………… P10

中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業）… P11

農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））… P12

中山間地域所得確保対策…………… P13

鳥獣被害防止総合対策…………… P14

令和6年11月
農林水産省

令和6年度農村振興局関係補正予算の重点事項

〔 総額 2, 402 億円
うち、農業農村整備：2, 037 億円 〕

I 新基本計画推進集中対策

1 地域農業を支える食料供給基盤の強化

① 農地の大区画化等の基盤整備〔公共〕

760 億円の内数

- ・農地集積・集約化やスマート農業技術の導入を加速し、米の生産コストの大幅な削減等の生産性向上を図るため、農地の大区画化等を推進

2 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

① 農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策〔公共〕

461 億円

- ・中山間地域等を含む多様な地域において、需要に応じた生産に向けた水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の基盤整備、スマート農業技術に対応した整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な保全管理等を推進

② 中山間地域等対策

14 億円

- ・中山間地域等において、地域における最適な土地利用構想の策定と実現に向けた取組、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、農泊の取組、農家所得確保の計画策定と実践、離島の農産物等の需要開拓等を支援

このほか
関係中山間地域優先枠

95 億円

③ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

55 億円

- ・侵入防止柵の整備、シカ・クマの捕獲対策の強化、森林におけるシカ捕獲に必要な条件整備、集落の体制強化、ジビエ利活用を含め国民理解の醸成を図るための情報発信を支援

Ⅱ 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく施策の実施

① 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進〔公共〕 760億円の内数

- ・高収益作物を中心とした営農体系への転換に向けて、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等を推進

② 草地整備の推進〔公共〕 760億円の内数

- ・畜産クラスター計画を策定した地域での効率的な飼料生産に資する草地整備を推進

Ⅲ 防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

① 農業水利施設、ため池等の対策〔公共〕 1,116億円

- ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や田んぼダム等流域治水の取組を推進するほか、農業水利施設等の安定的な機能発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進

② 海岸堤防等の対策〔公共〕 28億円

- ・南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の補強、嵩上げ等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の修繕・更新を支援

③ 災害復旧等事業〔公共〕 716億円

- ・被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 46,087百万円】

＜対策のポイント＞

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

＜事業目標＞

- 主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
- 担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

＜事業の内容＞

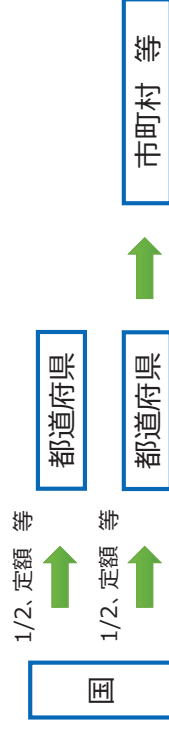
1. 食料安全保障構造転換対策

生産性向上及び付加価値向上の観点から、スマート技術等の導入に向け、農地の更なる大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化等を推進するとともに、需要に応じた生産に向け、水田の汎用化・畑地化を推進します。

2. 農村人口の減少等に対応した農業水利施設の整備・保全

農業生産に必要な不可欠な農業用水利施設等について、気候変動による災害リスクの増大、老朽化の進行、農村人口の減少等に対応できるよう、施設の集約・再編、新技術導入、省エネ化、管理作業の省力化等を推進します。

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

食料安全保障構造転換対策



ロボットトラクターと有人の自動操舵トラクターの2台を使用した作業状況



農地の大区画化



畑地かんがい施設の整備



暗渠排水



タマネギ

水田における高収益作物の導入

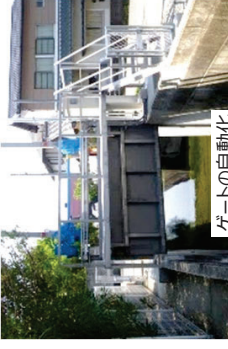
農村人口の減少等に対応した農業水利施設の整備・保全



頭首工の改修



水路のパイプライン化



ゲートの自動化

【お問い合わせ先】

農村振興局設計課	(03-3502-8695)
水資源課	(03-3502-6246)
農地資源課	(03-6744-2208)
地域整備課	(03-6744-7625)
防災課	(03-3502-6430)
飼料課	(03-6744-2399)
畜産局	

煙地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組み農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

事業目標

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

△ 除 已 業 時 ▽

1. 烟地化支援

水田を畑地化※して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組み農業者を支援します。

(※ 交付対象水田から除外する取組をいう(地目の変更を求めるものではない)。以下同じ。)

2. 定着促進支援

了高收益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

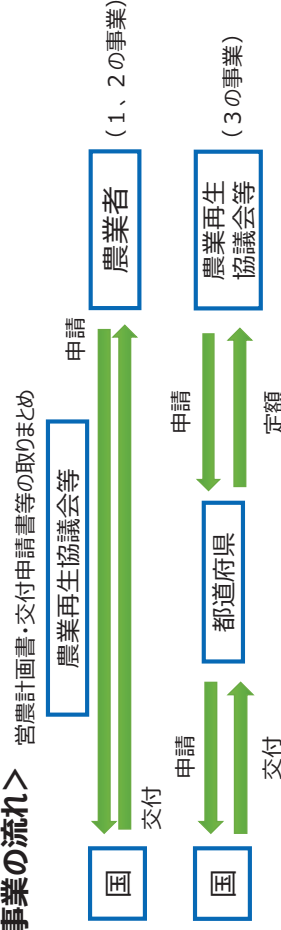
イ 烟作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

人 心 一 天 業 事

烟地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年度単価)	2 定着促進支援 (令和7年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	<u>10.5万円/10a</u>	・ <u>2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間</u> または ・ <u>10.0 (15.0※) 万円/10a (一括)</u> (※ 加工・業務用野菜等の場合)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうも るこし、そば等)	<u>10.5万円/10a</u>	・ <u>2.0万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0万円/10a (一括)</u>

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地者には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金を支援（定額（上限25万円/10a））

TPP等関連農業農村整備対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 76,000百万円】

＜対策のポイント＞

「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に則し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手への農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備を実施します。

＜事業目標＞

- 担い手の米の生産コストの削減（9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上）（1の事業）
- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合（おおむね8割以上）、かつ、高収益作物の生産額の増加（おおむね10%以上）等（2の事業）
- 飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）（3の事業）

＜事業の内容＞

1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

地域計画を策定した区域において、担い手への農地集積・集約化を加速し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減を図るため、スマート農業に適した農地の大区画化や排水改良、水管理の省力化等を推進します。

2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

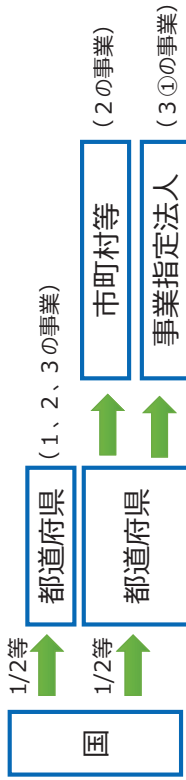
高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、スマート農業に適した農地の区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備を推進します。

- ① 大型機械化体系に対応した草地整備事業
- ② 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備
- ③ 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

＜事業の流れ＞※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

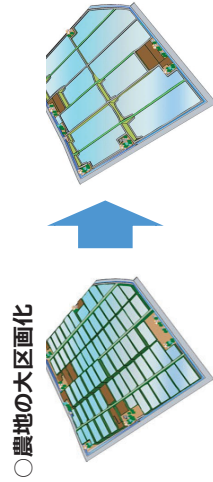


【お問い合わせ先】

- (1及び2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
- (2の事業) 水資源課 (03-3502-6246)
- (3②の事業) 水資源課 (03-3502-6244)
- (3③の事業) 防災課 (03-3502-6430)
- (3①の事業) 飼料課 (03-6744-2399)

＜事業イメージ＞

1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

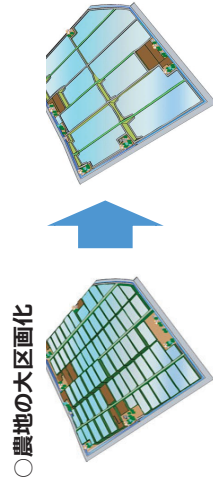


○ 担い手の米の生産コスト低減効果



計画 ※対策地区における平均値

2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

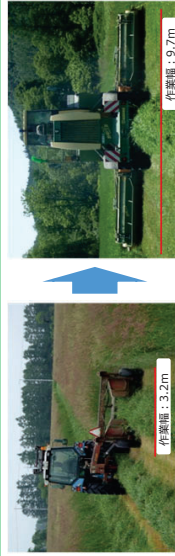


○ 担い手の米の生産コスト低減効果



計画 ※対策地区における平均値

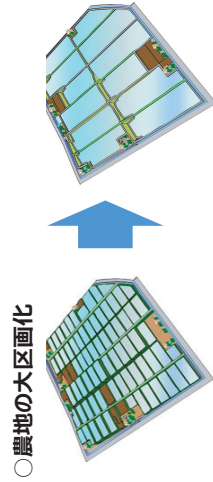
3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進



大型機械化体系に対応した草地整備



生産性向上のための緩傾斜化



○ 担い手の米の生産コスト低減効果



計画 ※対策地区における平均値

農業水利施設、農業用ため池等の防災・減災対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 111,573百万円】

＜対策のポイント＞

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、農業用ため池の防災・減災対策等を実施し、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。

＜事業目標＞

- 〇 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）
- 〇 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和2年度取組面積の約3倍〔令和7年度まで〕）
- 〇 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割〔令和7年度まで〕）
- 〇 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための**既存農業水利施設の補修・更新**、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための**農業水利施設の整備**を推進します。

2. 流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための**田んぼダム等**に取り組み地域で**実施される農地整備事業**を推進します。

3. 農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した**農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編等**を含めた適切な整備を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための**省エネ化**を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備え、防災重点農業用ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事**を推進します。

＜事業の流れ＞

1/2、定額等

都道府県

1/2、定額等

都道府県

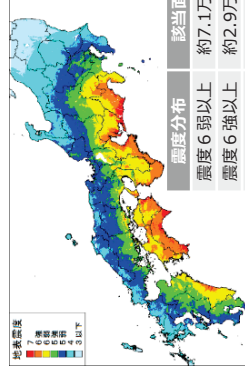
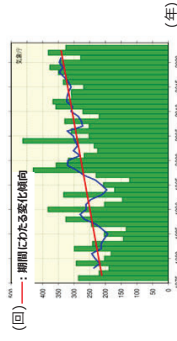
市町村等

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**にあり、**洪水、湛水被害等が激化**



震度分布	該当面積
震度6弱以上	約7.1万km ²
震度6強以上	約2.9万km ²
震度7	約0.4万km ²

出典：内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会 資料
南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝型地震などの発生が懸念。



豪雨により決壊したため池

- ため池は全国に15万箇所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造又は築造年代が不明**であり、豪雨や地震に対して**脆弱なものが多数**

対策のイメージ

● 流域治水対策

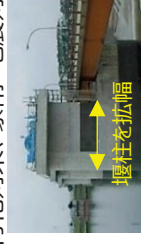


農業用ダムの改修



農地整備と河川整備の連携

● 老朽化対策、豪雨・地震対策



頭首工堰柱の耐震化

● ため池の防災・減災対策



堤体の改修

【お問い合わせ先】

- | | | |
|--------|-----------|----------------|
| (1の事業) | 農村振興局水資源課 | (03-3592-6810) |
| (2の事業) | 農地資源課 | (03-6744-2208) |
| (3の事業) | 水資源課 | (03-6744-1363) |
| (4の事業) | 防災課 | (03-6744-2210) |

海岸堤防等の防災・減災対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 2,791 百万円】

＜対策のポイント＞

気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、大規模地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対して、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を実施します。また、老朽化が進行した海岸堤防等において、海岸保全施設の機能の回復を図り、修繕・更新を実施します。

＜政策目標＞

海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率：53%〔令和元年度〕→64%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進します。

「予防保全型の維持管理」への転換に向けて、老朽化が進行した海岸堤防等の修繕・更新を推進します。

＜対象事業＞

1. 海岸保全施設整備事業（直轄）
2. 海岸保全施設整備事業（補助）

＜事業の流れ＞

2/3、1/2等

国



都道府県、市町村

（2の事業）

※ 1の事業は、直轄で実施（国費率2/3）

＜事業イメージ＞

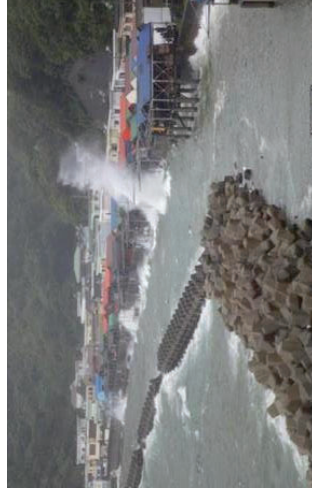
流域治水対策（海岸）

○津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保

大規模地震による津波や高潮・高波などの災害リスクが高く、官公署・病院・重要交通等が存在する沿岸域において、既往最大クラスの津波・高潮等に対応した堤防等の整備を促進し、災害リスクを軽減する。



海岸保全施設の整備により、災害のリスクを軽減



更なる高潮・高波対策が必要な海岸

海岸保全施設の老朽化対策

○老朽化が進行した施設を修繕・更新し、安全性を確保

海岸に存在する老朽化が進行した海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了することで、安全性を持続的に確保する。



コンクリート劣化・鉄筋露出

護岸の補修



護岸が損傷

護岸の補修

災害復旧等事業＜公共＞

【令和6年度補正予算額 71,619百万円】

＜対策のポイント＞

令和6年能登半島地震、令和6年9月の豪雨及び梅雨前線豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設等を早期に復旧するための災害復旧等事業を実施します。

＜事業目標＞

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の速やかな復旧整備

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の復旧事業を実施します。

54,817百万円

農業施設災害復旧事業
山林施設災害復旧事業
漁港施設災害復旧事業

27,277百万円
21,397百万円
6,143百万円

2. 災害関連事業

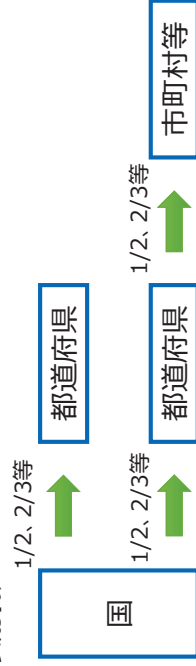
再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

16,802百万円

農業施設災害関連事業
山林施設災害関連事業
漁港施設災害関連事業

1,105百万円
14,940百万円
757百万円

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施

＜事業イメージ＞

農地・農業用施設の被害状況

農地法面の崩落



農業用ため池堤体の決壊



農道の段差



治山・林道施設、林地の被害状況

林道施設の損壊



林地の崩壊



林地の崩壊



漁港施設・農業用施設等の被害状況

岸壁の倒壊



防波堤の倒壊



護岸の倒壊



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2211)
林野庁治山課 (03-3501-4756)
水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

中山間地域等対策

<対策のポイント>

中山間地域等において、人口減少・高齢化、農地の荒廃化等に対応するため、**農用地の保全**、複数の集落の機能を補完する**農村RMOの形成推進**、**農泊の推進**、**農家所得確保に向けた計画策定**、**離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化**を図る取組を支援します。

<政策目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う250地区創出〔令和6年度まで〕

<事業の全体像>

農山漁村振興交付金【1,325百万円】

最適土地利用総合対策

地域の実情に即した土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための多様な取組等を総合的に支援

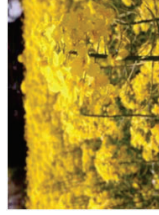
【事業期間（上限）】5年間
【交付率（上限）】定額（1,000万円/年）等



地域ぐるみでの話し合い



土地利用構想の概定



蜜源作物の作付け

農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

農泊の推進体制整備、観光コンテンツの開発、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援

【事業期間（上限）】2年間
【交付率（上限）】定額（500万円/年）、1/2等



景観等を利用した観光コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設の整備

中山間地農業推進対策

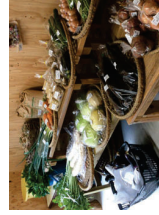
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【農村RMOモデル形成支援】
協議会が行う調査、計画作成、実証等の取組や、地域計画と連携した農用地保全の取組を支援

【事業期間（上限）】3年間
【交付率（上限）】定額（3,000万円（年基準額1,000万円×事業年数））
※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円



農用地保全



地域資源活用



生活支援

「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化・販路拡大を図る取組を支援

【事業期間（上限）】1年間
【交付率（上限）】定額



島のめぐみ



新規需要の掘り起こし・ブランド化推進

中山間地域所得確保対策

【9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

【事業期間（上限）】1年間
【交付率（上限）】定額（500万円/地区）

マーケティング調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

地域の農業所得確保を実現

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）】

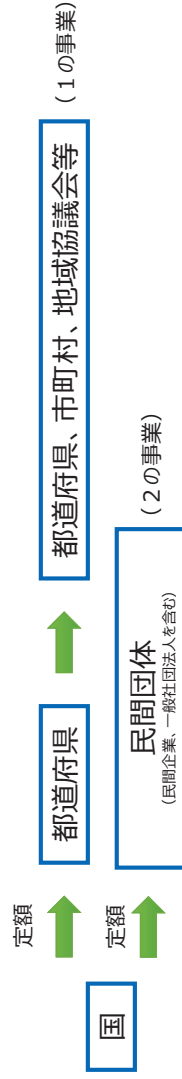
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための各種取組を選択・実施

【土地利用構想の策定】

【計画的な植林】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業や地域計画と連携した農用地保全の取組を支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援事業

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、地域計画と連携した農用地保全の取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

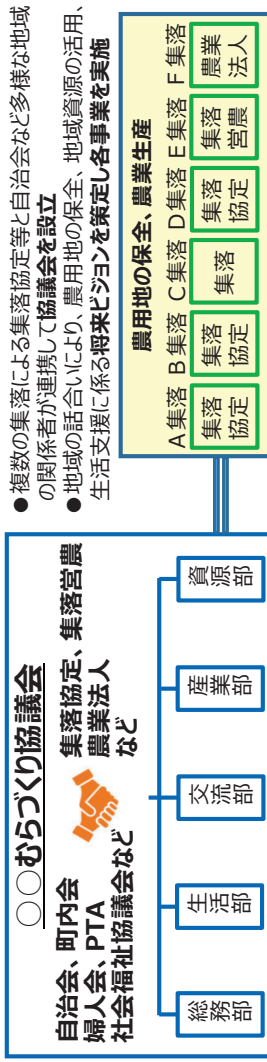
※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村RMOモデル形成支援

農村RMOモデル形成支援



地域計画策定区域で、同計画と連携した農用地保全の実施

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村発イノベーション対策 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】

- ① 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】
- ② 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【交付率：定額（上限250万円（年基準額）×事業期間）】
- ③ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）※1

- ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

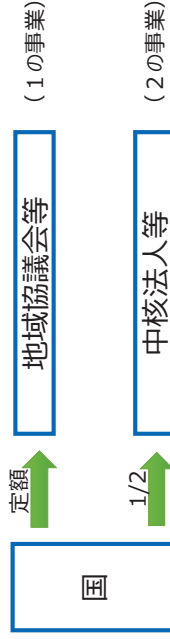
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

- ② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

小売業

飲食業

宿泊業

金融業

中核法人

旅行業

交通業

農林水産業



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



避難所等としての活用



古民家等を活用した滞在施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

＜対策のポイント＞

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

＜事業目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえ国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

9,512百万円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率(上限)〕 定額（500万円/地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策

【令和6年度補正予算額 5,460百万円】

＜対策のポイント＞

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカ・クマの捕獲対策の強化、生息域の拡大等に対応した侵入防止柵等の整備、効果的な対策の実践に向けた**集落の体制強化**とともに、**ジビエ利用の更なる拡大**に向けた**情報発信**の取組を支援します。

＜事業目標＞

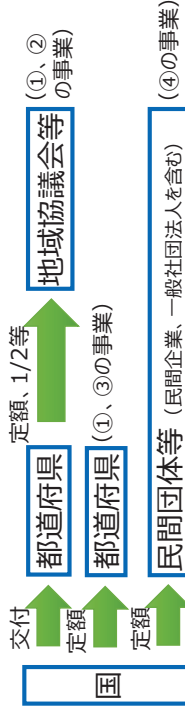
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 5,300百万円

- ① **シカ・クマの捕獲対策に対する支援**
シカ・クマの農作物被害が増加している地域等を対象に早急に被害を低減させるための捕獲対策を総合的に支援します。
- ② **侵入防止柵等の整備に対する支援**
シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し侵入防止柵等の整備を支援します。
- ③ **集落の対策体制強化に対する支援**
被害対策の点検や改善、維持管理等、効果的な対策が実践されるよう、集落の対策体制の強化を支援します。
- ④ **ジビエの情報発信強化に対する支援**
大阪・関西万博を契機とし、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等を通じた情報発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカによる森林被害緊急対策 160百万円

シカの生息頭数が増え、食害による植生衰退が著しい地域において、集中的な捕獲を推進するため、**生息場所の確認、森林における捕獲等**を実施します。

＜事業の流れ＞



※国有林においては直轄で実施

＜事業イメージ＞

①シカ・クマの捕獲対策の強化

- ・被害要因、生息状況に基づいたシカ・クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



②侵入防止柵等の整備

- ・鳥獣の生息域の拡大を踏まえ、未整備地域等を対象に侵入防止柵等の整備を支援



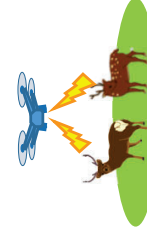
③集落の対策体制強化

- ・効果的な対策の実践に向けた、集落の対策体制の強化を支援



④ジビエの情報発信の強化

- ・大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を支援



【お問い合わせ先】（１の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）
（２の事業）林野庁研究指導課（03-3502-1063）